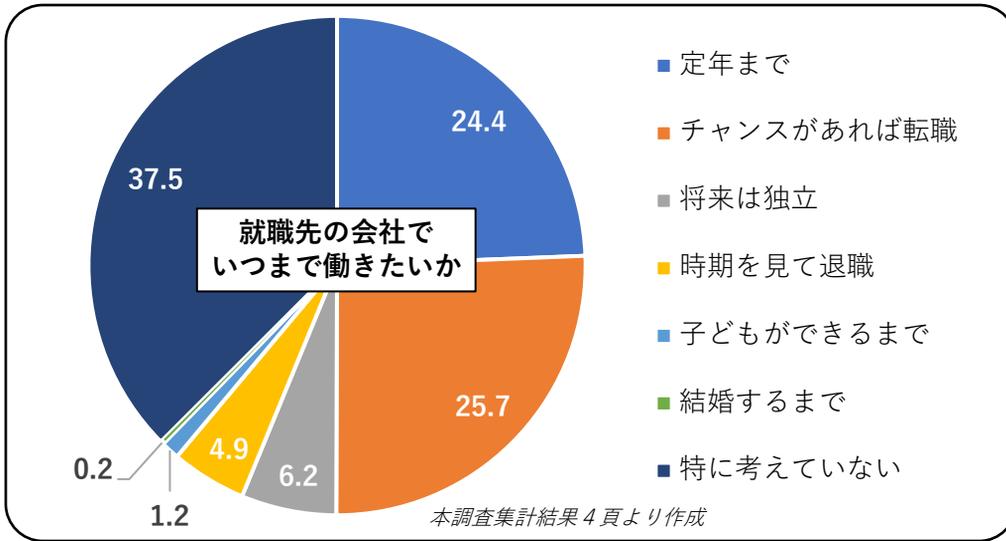


2025年度 新入社員意識調査

東京商工会議所が、2025年度の新入社員を対象に行った「2025年度 新入社員意識調査」の結果を公表しましたので、その概要を見てみましょう。

※参考 <https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1205796>

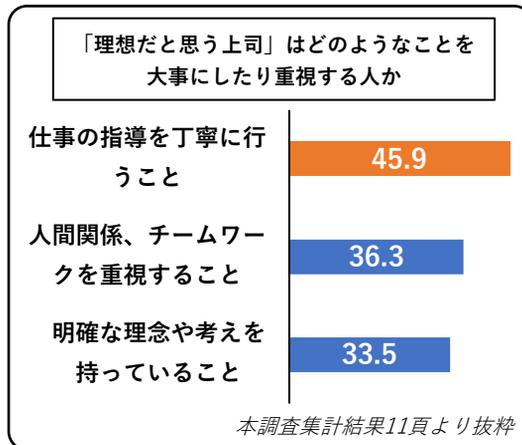
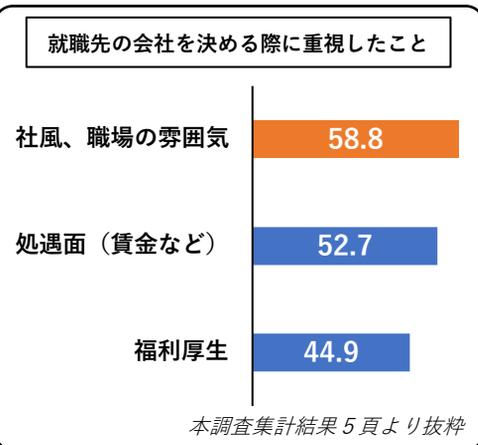
「定年まで」働きたい人は少ない



「就職先の会社でいつまで働きたいか」という設問に対し、「定年まで」という回答は24.4%にとどまり、「チャンスがあれば転職」という回答(25.7%)を下回る結果となりました。新入社員の**転職志向**が伺えます。

会社に求めているものは”安心感”?

一方で、97.2%の新入社員が、社会人生活を送ることに對して何らかの不安を感じていることも示されています。また、「就職先の会社を決める際に重視したこと」では「社風、職場の雰囲気」が「処遇面」を上回りました。



「理想だと思う上司」に関する設問では、「仕事の指導を丁寧に行うこと」がトップになっており、まずは社会人”初心者”として、安心して業務に取り組めるよう求めていることが伺えます。社内ルールなど暗黙知になりやすい部分も含め、研修等で丁寧な説明を心掛けると良いでしょう。



おしながき

- ▶ 2025年度 新入社員意識調査 … P 1
- ▶ 社会保険106万円の壁が撤廃 … P 2
- ▶ 助成金ニュース 「両立支援等助成金」 … P 3
- ▶ いまから熱中症予防対策
- ▶ スタッフ紹介 … P 4

6月・7月の労務・税務

- 6月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 6月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 7月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
 - 社会保険料の算定基礎届
 - 労働保険の年度更新申告納付
- 7月15日
 - 高年齢者・障害者の雇用状況報告書の提出
- 7月31日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出

サト一休業日のお知らせ

- 全社研修
令和7年6月6日(金)

社会保険106万円の壁が撤廃



年金制度改正法案が国会に提出

2026年以降に施行予定の年金制度改正法案が国会に提出されたことに併せて、厚生労働省がその内容を公表しています。これから国会において審議されるため、内容が変更となる可能性はありますが、提出された法案から主に企業の人事労務の事務に係る部分を紹介します。

社会保険の加入対象の拡大	①短時間労働者の賃金要件（いわゆる106万円の壁）の撤廃	2026年4月から3年以内
	②社会保険の適用拡大の対象が段階的に拡大（現在51人以上）	2027年10月～2035年10月
	③対象拡大により新たに社会保険加入した場合の負担軽減	2026年10月
	④常時5人以上を使用する個人事業所は業種問わず加入対象へ	2029年10月
標準報酬月額の上限引上げ	標準報酬月額の上限を65万円→75万円に段階的に引上げ	2027年9月～2029年9月

その他・・・在職老齢年金の見直し、遺族年金の見直し、各種年金の子の加算の見直しなどの改正予定

社会保険の加入対象の拡大

短時間労働者の社会保険の適用拡大の対象

労働時間 週所定労働時間が 20時間以上	賃金 月額88,000円以上 (年間で約106万円)	企業規模 被保険者51人以上の 企業で雇用	その他 ・2か月以上雇用 ・学生でない
----------------------------	--	-----------------------------	---------------------------

2026年4月から3年以内

撤廃

拡大

最低賃金が1,016円以上の場合、週20時間の勤務で賃金要件を満たすことから、今後の地域別最低賃金の引上げに併せて撤廃

36人以上	2027年10月
21人以上	2029年10月
11人以上	2032年10月
10人以下	2035年10月

労働者の本来負担を超えて事業主が負担した場合に、国が全額支援	標準報酬月額	8.8万円	9.8万円	10.4万円	11万円	11.8万円	12.6万円	13.4万円
	労働者負担	本来負担の 25/50	本来負担の 30/50	本来負担の 36/50	本来負担の 41/50	本来負担の 45/50	本来負担の 48/50	本来負担の 50/50

※8.8万円の場合、事業主が75%・労働者が25%を負担した場合が対象

※負担軽減の特例措置は3年間

標準報酬月額の上限引上げ

厚生年金保険の標準報酬月額	等級1	～	32	33	34	35
	8.8万円	～	65万円	68万円	71万円	75万円
	現在			2027年9月	2028年9月	2029年9月

※健康保険は全50等級で、5.8万円～139万円

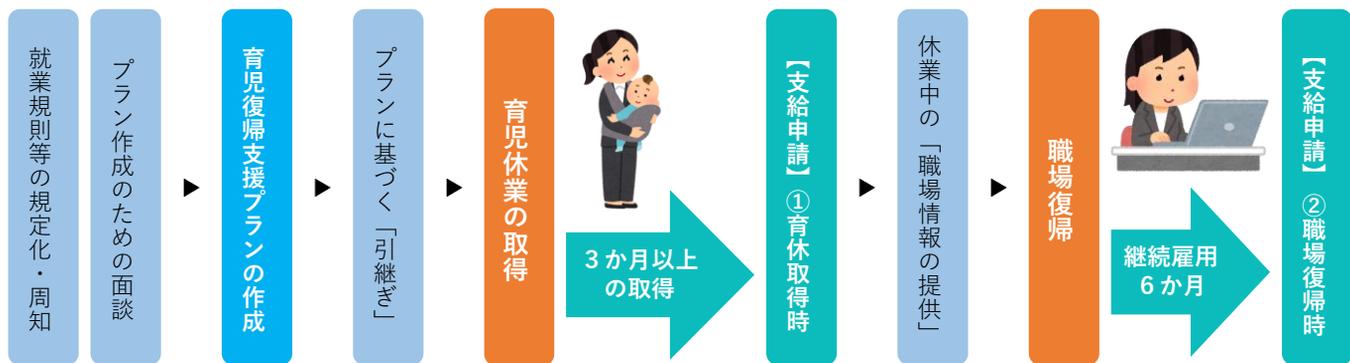
※上限が引き上げられても標準報酬月額が65万円以下の被保険者の保険料に影響はありません。



助成金ニュース

両立支援等助成金：育児休業等支援コース

両立支援等助成金の育児休業等支援コースは、**育児休業を取得する労働者に係る育児復帰支援プランを策定し**、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取組を行った**中小企業**を対象に助成されます。**円滑な育児休業取得・復帰を制度化したい企業にオススメの助成金**です。

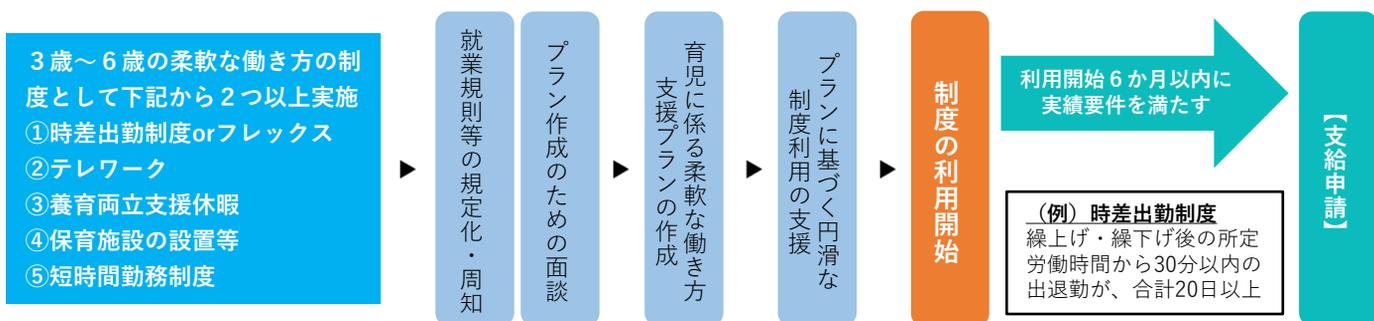


種別	助成額	支給回数
①育休取得時	30万円	1事業主：2回まで (無期雇用・有期雇用で各1回)
②職場復帰時	30万円	

育児復帰支援プランとは
労働者の育児休業の取得・職場復帰を円滑に行うために、育児休業の対象者ごとに事業主が作成する実施計画

両立支援等助成金：柔軟な働き方選択制度等支援コース

両立支援等助成金の柔軟な働き方選択制度等支援コースは、育児を行う労働者の**柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入**し、制度を利用した労働者に対する支援を行った**中小企業**を対象に助成されます。**育児を行う労働者が働きやすい職場環境を整えたい企業にオススメの助成金**です。



種別	助成額	支給回数
制度を2つ以上導入	20万円	1事業主1年度につき 5人まで
制度を3つ以上導入	25万円	

10月以降の加算措置	助成額
①柔軟な働き方選択制度等 ②”有給の”子の看護等休暇の両方を中学校修了前まで	20万円

2025年10月以降

10月以降は柔軟な働き方の導入が義務化されるため、コース内容が変更予定となっています。

種別	助成額	支給回数
制度を2つ→3つ以上導入	20万円	1事業主1年度につき 5人まで
制度を3つ→4つ以上導入	25万円	
子の看護等休暇制度の有給化	30万円	1事業主につき1回限り



いまから熱中症予防対策

ポイント

- ✓ 2024年の熱中症による労災発生件数は、直近5年で最多
- ✓ 熱中症予防は6月から義務化、企業として必ず対策を

特に注意！ 7/8月 11/14/15時台

例年5月ごろから、熱中症によって労災認定される事故が徐々に発生し始めます。令和6年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」によると、**2024年は1,195人となっており、直近5年で一番多い数値となりました。**

年別	2020	2021	2022	2023	2024
労災人数	959	561	827	1,045	1,195
(うち死亡)	(22)	(20)	(30)	(28)	(30)

また、月別にみると**7月と8月が突出して多く**、時間帯別にみると**11時・14時・15時に集中**しており、要注意です。前月号にて既報の通り、**2025年6月1日より一定の条件を満たす事業者に対し、熱中症予防対策が義務化**されました。熱中症が増加する前に、体制をしっかりと整備しましょう。

(義務化の詳細内容は下記QRコードからサトー事務所だよりの2025年5月号をご確認ください)

月別労災人数ワースト3 (2024年)

順位	月	労災人数	うち死亡
1	7月	561	17
2	8月	408	12
3	9月	151	1

時間帯別労災人数ワースト5 (2024年)

順位	時間帯	労災人数	うち死亡
1	15時	156	7
2	14時	130	3
3	11時	129	1
4	10時	122	1
5	16時	119	7

NewFace

スタッフ紹介



社労業務部
あかお なおみ
赤尾 直美

血液型 ○型
趣味 旅行 食べること

Message

4月に入社し、給与チームに配属になった赤尾直美といたします。初心の心を忘れず、常に学ぶ姿勢で日々の業務に努めたいと思います。

また、サトーのことや皆さんのことを沢山知りたいと思っております。よろしく願いいたします。

Welcome on board!

固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようお願い致します。

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時(令和7年5月31日)の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより 検索



Facebookも更新中です!

社会保険労務士法人サトー(採用)